

電離放射線健康診断検査項目（電離放射線障害防止規則 第56条）

検査項目	期間
<p>(1) 検査項目</p> <p>①被ばく歴の有無の調査及びその評価</p> <p>②白血球数及び白血球百分率の検査</p> <p>③赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査</p> <p>④白内障に関する眼の検査</p> <p>⑤皮膚の検査</p> <p>(2) 雇入れ時・配置替えの際の健康診断では使用する線源の種類等に応じて、上記(1)のうち④を省略できる。</p>	<p>(1) 対象者及び頻度</p> <p>放射線業務従事者（一時的に立ち入る者を除く）について、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後6ヶ月以内ごとに1回行う。</p> <p>(2) 健康診断の省略</p> <p>定期健康診断では、医師が必要でないとする時は、左記(1)の②～⑤までの項目の全部又は一部を省略できる。</p> <p>ただし、健康診断を行おうとする日の属する年の前年1年間の実効線量が5 m S vを超えず、かつ健康診断を行おうとする日の属する1年間の実効線量が5 m S vを超える恐れのない者については、医師が必要と認めた場合を除き、左記(1)の②～⑤までの項目は、実施する必要がない。</p>